

公共和 第255号  
令和7年8月15日

所属所長様

市町村公立学校共済組合担当課(室)長様

公立学校共済組合和歌山支部長

### 令和7年度特定保健指導の実施について（通知）

このことについて、今年度の特定健康診査（定期健康診断や人間ドック等）の健診結果をもとに、生活習慣病の発症リスクの高い方に対し、生活習慣の改善に向けた特定保健指導を実施します。組合員の効果的な生活習慣病の予防と健康の保持・増進のため、対象者には特定保健指導を受けていただきますよう周知ください。

特定保健指導は「高齢者の医療の確保に関する法律（2008年4月施行）」で義務付けられています。

つきましては、対象者に対し同封の封書を配付いただくとともに、下記のとおり特定保健指導の実施について参加しやすい職場の環境づくりにご協力ください。

#### 記

##### 1 送付書類

- ① 特定保健指導のご案内チラシ
- ② 対象者宛の封書（本人用案内文）

※個人情報保護の観点から必ずご本人に直接お渡しください。

##### 2 特定保健指導について

特定健康診査の結果に応じ、「動機付け支援」と「積極的支援」に区分され、いずれも1回以上の個人面談を行います。

- ・動機付け支援…初回の面談で行動目標を立て、実践した後、3ヶ月後に評価を行う。
- ・積極的支援…初回の面談で行動目標を立て、3ヶ月以上の継続的な支援を受けながら実践した後、最大6ヶ月後に評価を行う。

##### 3 実施方法（対象組合員が選択できます。）

###### （1）所属所訪問型の保健指導

対象者には当共済組合が委託する次の実施機関から貴所属所へ案内（電話連絡）がありますので、日程等を調整し、勤務先で保健指導を実施します。

希望者はICT（スマートフォン等）を使用し、オンラインで面談を行うことも可能です。

＜実施機関＞

SOMP Oヘルスサポート株式会社

サポートセンター：0120-334-523

平日 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

※特定保健指導の対象者が勤務先で指導を受ける際は、プライバシー保護のため、面談に必要な実施場所（会議室等）を対象者一人当たり 30 分～1 時間ご用意いただきますようご配慮願います。

※所属所以外への連絡希望者（携帯電話等）はサポートセンター（TEL：0120-334-523）へ連絡してください。

## （2）特定保健指導実施機関における保健指導

組合員が実施機関に事前予約し、実施機関で保健指導を実施します。

**希望者は当共済組合へ連絡の上、「特定保健指導利用券」の交付を受ける必要があります。**

実施機関については、公立学校共済組合和歌山支部ホームページ（特定健康診査・特定保健指導の手続き→和歌山県内の特定健康診査・特定保健指導の実施機関について）をご覧ください。

## 4 初回面談の実施期限

令和 8 年 8 月 31 日まで

## 5 服務の取扱い

県教育庁及び県立の教育機関に勤務する組合員については、この事業が厚生計画事業であるため、職務に専念する義務の免除扱いとなります。また、各市町村教育委員会においても、これと同様の処置が執られるよう県教育長と連名で通知しています。

なお、県立医科大学に勤務する組合員については、所管する部署に照会の上、適切な手続きをお取りください。

## 6 個人情報の取扱いについて

当共済組合が保有する個人情報は、公立学校共済組合個人情報保護規定等を遵守し、厳重に管理します。また、委託機関はプライバシーマークの認証を取得し、個人情報について適切な管理をしています。なお、指導結果については、個人を特定する項目を削除した上で、統計的に使用する場合があります。

本御案内 についての お問い合わせ	公立学校共済組合和歌山支部 073-499-7140	事業実施 に関する お問合せ	S O M P O ヘルスサポート(株) サポートセンター 0120-334-523 受付時間/平日 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始除く)
-------------------------	-------------------------------	----------------------	--